

舞鶴市入札監視委員会(平成28年度第2回) 議事概要

開催日時及び場所	平成29年2月14日(火) 午後1時30分～3時40分 舞鶴市役所 本館4階 議員協議会室	
出席委員氏名	<small>たか はし ゆき お</small> 高橋 行 雄 (弁護士) 委員長 <small>たまだ かずや</small> 玉田 和 也 (舞鶴工業高等専門学校建設システム工学科教授) <small>かみ こあきお</small> 上子 秋 生 (学校法人立命館大学教授)	
議 事 概 要	1 開会あいさつ (堤副市長) 2 委員長あいさつ 3 議題 (1) 入札及び契約手続きの運用状況等の報告 平成28年度上半期の入札状況等について事務局より報告 (2) 平成28年度上半期の建設工事(抽出工事)に係る落札者決定までの審議 抽出案件の工事概要と入札経過等について工事担当課及び事務局より説明 (3) 入札契約手続きの改善について 4 その他 ・ 次回の抽出委員に高橋委員長を選出した。 ・ 次回の開催は平成29年7月を予定する。 5 閉会あいさつ (入江企画管理部長)	
審議対象期間	平成28年4月1日～平成28年9月30日	
抽出案件	総件数 5件	(備考) 入札対象件数 119件
一般競争入札	3件	
指名競争入札	2件	
委員からの意見・質問とそれに対する回答等	意見・質問	回答等
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会意見の内容要旨	議事(1)関係 細かい分析がなされており、こうしたデータの積み重ねが今後貴重な資料となると思う。 議事(2)関係 最低制限価格に関する課題が共通している。最低制限価格制度の運用の見直しも含め、課題解決への検討が必要である。 議事(3)関係 入札制度が適切に機能するよう、いろいろな方法で試行錯誤しながら検討を行っていくことが重要である	

別紙

「3 議事 (1) 入札及び契約手続きの運用状況の報告」関係

意見・質問	回答等
全体として、入札の件数については減少傾向、落札率は上昇傾向、辞退者の数は減少傾向にあるということでしょうか。	そのとおりです。
応札率と最低制限価格の関係グラフをみると平成28年度においては建築一式工事と水道工事は応札率と最低制限価格のピークがずれている。他工種は概ね重なっているが、なぜ2つの工種だけずれているのか。	応札率をみると他工種に比べ、ばらつきがあり、そうした影響と考えています。
詳細なグラフが作成されているが、このグラフから何を読み取り、入札が適正に行われているかどのように確認をするかなど、どう活かすのか考えはあるか。	こうしたグラフの作成を積み重ねてきて、また当委員会でもいただいた意見等を踏まえ、入札制度の改善を図り、それによって入札結果にどのような変化が起こったのかを再度このグラフで確認できると考えています。
詳細なグラフを作成されることで、特異な入札結果や、応札状況がわかるので以後もこうした資料を継続して作成されたい。	

「3 議事 (2) 抽出工事に関する工事の概要と入札の状況について」関係

抽出の趣旨
<p>辞退者と失格者の多い案件がかなり多い。また、最高価格提示者が落札者となったとみられる案件が10件ほどある。その他、変更率の大きいものを含め選んだ。</p>

① 公共下水道管布設（東第1）工事 他2件（合併）

意見・質問	回答等
結果として最高価格提示者が落札者となった事例であるが、このような結果を生む要因があったのか。平成28年4月に最低制限価格の見直しがあったとあるが、その影響があった可能性もあるのか。	同じような入札結果になった案件を調べてみましたが、最低制限価格の見直し時期の影響は見られませんでした。
1回目の入札で全者が最低制限価格を下回り、その結果、2回目の入札では最低制限価格を上回るようどれだけ金額を上げるかという入札になっている。 入札という制度の根本が機能していない。制度を考え直す時期にきていると思う。	

<p>入札時期は年度初めの6月で、受注意欲の高い市内の業者が応札し、全ての者が一定価格以下で行えることを示しているにも関わらず、再入札となっている。</p> <p>最低制限価格の設定も含め、制度の運用が画一的な方法で行われていて、ローカル性が機能していない。この案件だけをみると、もう少し安価にできたのではないか、適正な入札制度なのか疑問を呈する。</p>	<p>1回目の入札で全員が最低制限価格を下回ったために再入札になった案件は119件の内2件、過去5年の入札結果をみると年1～2%、3%以内で起こっています。</p> <p>今年も例年と同じ傾向にあります。</p>
<p>品質のいい工事をより経済的な価格で行う、それを実現する方法が一般競争入札である。ところがこの結果をみると逆に高い金額になっている。稀なケースであるとは思いますが、法律の精神や市民目線から見て適当であるとは言えず、改善方法の検討が必要と考える。</p> <p>特に全者が最低制限価格を下回る価格で請負えるという状況であれば、最低制限価格を見直すのが普通の間接的感覚と思うが、見直すことなく再入札に付す硬直的な姿勢は、入札の運用として機能していない例といえる。</p> <p>これで品質が確保されて問題ないというのではなく、こうならないための対応を考えないといけない。</p>	
<p>年間数件ということであるが、だからこそ、その数件について画一的な方法ではなく、適正な入札となるよう努力するのがよいのではないか。</p>	

② (仮称) 西運動公園 (その2) 工事

意見・質問	回答等
<p>最低制限価格を下回らなかった応札が3者のみであった。また変更契約25%の理由は何か。</p>	<p>本案件は3カ年の整備工事で、今期は2期目の工事にあたります。</p> <p>変更契約の内容につきましては事業進捗を図ることを目的とした変更です。具体的には後工事をスムーズに行うため側溝の整備を先行して行ったものと、もう一つは学生が通学で利用している園路を安全対策のために先行して行ったものです。</p>
<p>当初計画の段階で把握できなかったのか。</p>	<p>側溝部分については今後行う工事の工程管理上、先行して行うことになったものです。</p> <p>また園路の整備については当初において仮設の通路を設置していましたが、より一層の安全対策のため、予定を早め今回追加で行うこととしたものです。</p>
<p>この案件の最低制限は他の案件同様の方法で作成されたのか。</p>	<p>他と同様の方法です。特に変わったことは行っておりません。</p>

<p>例えば、当初より掘削の距離が長くなった場合等、同じ工種での工事内容が変更になる分については以前の委員会での説明があったような金額の変更方法でよいと思うが、今回のように当初工事の内容と異なる追加工事を同様に行うのは疑問がある。</p>	<p>工種については当初の工事の中にある雨水排水施設工、電気設備工、施設整備工であり、新たに別工種を追加したわけではありません。</p>
<p>今回の内容であれば変更契約で行うのではなく、別工事で発注する方が適当なのではないか。また、別発注にすると余分な経費がかかることが想定されるのか。</p>	<p>余分な経費は推察できないところですが、今回の工事の中で、一体の工事として変更したものです。</p>
<p>追加が発生した場合の算定方法は。</p>	<p>追加した工事について変更設計を行い、当初契約の請負率（落札率）で計算した額の範囲内で協議し決定しています。</p>
<p>変更契約については競争されることなく行われることから、どのような場合に変更契約で行うことが可能なのか明確にし、説明できるようにしていただきたい。また、その基準に合うものに限って変更契約で対応するようにしたい。</p>	
	<p>変更契約を行う場合、元の契約額の30%以内を原則としています。また工種については、本案件の工事のようにいくつかの工種を一体で行う工事の場合、割合が最も高い主たる工種で発注していますが、変更によって主たる工種が変わることがなく、また変更率も30%未満であることから問題ないと判断し、変更を行ったものです。</p>

③ 田井・成生・野原漁港施設長寿命化工事 他1件（合併）

意見・質問	回答等
<p>結果的に応札額が最も高かった業者が落札している、また落札率が95%という高落札率の案件である。 落札業者のみ2700万円代での応札、それ以外は2500万円代での応札している。予定価格は事前公表であり最低制限価格はある程度予測されることが想定される中で、なぜこうした結果となったのか、その要因は何か。</p>	<p>全体の傾向としては昨年に比べ最低制限価格付近の応札が増え、応札率95%程度の応札は減少しています。 その中で①の案件と同様、最低制限価格を下回らなかった業者が1者のみで、かつ95%の高落札率という結果が重なった稀なケースです。</p>
<p>業者保護等もあることから以前より最低制限価格の基準が上がってきているのだと思うが、昔は最低制限価格により失格となるのは極めて例外的であったと思う。 現在はそうした状況が変わってきており、最低制限価格制度の運用の見直しが必要であると考える。</p>	

<p>落札率の分布グラフを見ても、この案件が特異な結果であったことが分かる。</p> <p>95%での落札が不適當ということではないが、全体を見渡して特異な結果になっているものについてはどのような要因があったのか分析が必要であり、詳細なグラフを活用してほしいと思う。</p>	<p>制度は変わっていませんが、本件のような結果となる割合は減少しています。</p> <p>発注量の減少も応札の傾向に影響を及ぼしていると思いますので、その辺りも含めて検討していきたいと思います。</p>
<p>1者を除いて他は全て低い価格という結果からは、入札者全員の意思が働いての結果など様々なことが憶測できるのだが、最低制限価格が分かっているということまで疑うことや、工事量が減少する中で予定価格の事前公表がいいのかも含め、制度運用の検討をされたい。</p>	

④ 南舞鶴地域放課後児童クラブ整備工事

意見・質問	回答等
<p>辞退者が非常に多い。</p> <p>入札時期は5月の年度当初で発注時期の問題では無いように思うが、予定価格が低い案件であることが影響したのか。</p> <p>入札にかかる下限金額はいくらか。また、何か要因は考えられるか。</p>	<p>資料にありますとおり、予定価格が低いほど、辞退率が高くなる傾向がはっきりと出ており、本案件もその傾向通りの結果であると思います。</p> <p>工事については130万円を超える場合に入札になりますが、辞退が多いことは悩ましいところで、なるべく指名業者を多くしている状況です。</p>
<p>Bランクの業者を指名しているが、Bにした理由はなにか。Cも含めた指名ではいけなかったのか。辞退が多いことが想定されているような案件なら、小規模の工事も請け負う業者を多く含め、指名したほうがよかったのではないか。</p>	<p>年間の発注見込みを勘案して指名業者を選定しており、本件はBランクの業者全てを指名したものです。</p>
<p>辞退が多かったという結果を見れば、その選定が適當であったとはいえないのではないか。</p>	<p>年によって発注金額の違いはありますが、指名の考え方としては、金額の大きいものから高ランクの業者に発注し、同じランクの内では発注件数が揃うようにしているものです。</p>
<p>これだけ辞退が多いのであれば、市側の発注の機会の均等などの配慮が結果につながっていない。</p> <p>有効な競争とするため、実質的に応札してくれる業者を指名するなど発注の仕方工夫すべきではないか。</p>	<p>本件はかなり多くの業者を指名したのですが、いただいた意見などを参考に今後検討していきたいと思います。</p>

⑤ 下水道（東第1）工事に伴う吉坂配水管移設（配管）工事

意見・質問	回答等
<p>この案件も辞退が多く、変更率も大きいので抽出した。</p> <p>抽出案件①の案件と箇所が同じであると思うが同じ業者にまとめて発注できないのか。</p> <p>通常同じ個所の工事を行うのならば、同一業者に行わせた方が、経費としても安くなるのではないか。</p>	<p>この案件の工種は水道施設工事で、抽出案件①の工事は土木一式工事です。発注工種が異なるので、基本として別発注としています。</p> <p>建設業許可の関係からも別発注としています。</p>
<p>両方の工種の許可を持つ業者に発注すればよいのではないか。</p>	<p>両方の許可を持つ業者とすると業者数が限定されてしまいます。</p>
<p>変更率が大きいですが、この変更は当初から見込めなかったのか。</p>	<p>本件は下水道の布設工事に伴って必要となったものです。</p> <p>下水道の布設位置については工事コストだけでなく、完成後の維持管理を念頭に決めるものですが、本件は工事の実施に当たり、国道の一部の区間で国土交通省の管理物件との調整が必要となった為今回の変更内容となったものです。</p>

「3 議事 (3) 入札契約手続きの改善について」関係

意見・質問	回答等
<p>一番大切なのは最低制限価格制度のことである。災害対応等総合的な観点も必要なことから、単に最低制限価格を下げることを求めるものではないが、やはり、一番高い価格が落札となることがある運用は見直しが必要と考える。</p> <p>国からのガイドライン等に沿って運用されていると思うが、ローカルな運用の余地も設けられていると思う。</p> <p>失格者が多い入札結果がかなりあるというのは、近隣の市町村でも起こっているのかを調査してもいいのではないか。例えば、舞鶴市のみで起こっているのであれば舞鶴市独自のローカルな対応も考えられる。</p>	
<p>建設工事の入札で予定価格の事後公表を検討ということであるが、事前公表による課題は何か。</p>	<p>現在は全て事前公表していますが、応札が集中している要因になっている可能性や最低制限価格が推測しやすくなっていることも考えられます。</p>

<p>過去の事件もあって、予定価格を事前公表していると伺っている。また、特異な結果となっているのは年数件とのことであった。</p> <p>予定価格を事後公表することに伴うコンプライアンス対策を憂慮するよりは、数件の特異な案件を丁寧に検証し、ピンポイントの対応を行う方が全体のコンプライアンスを保ちやすく、制度の改革に適していると思う。</p>	
<p>個人的には事前公表が良いと思っている。</p> <p>土木の工事では技術についてきちんと話ができることが必要で、経済的で優れた新しい技術の採用には民間会社と市の技術職員の技術交流が重要であると考えている。</p> <p>適正な入札を保つための議論は良いことだが、形式的なコンプライアンス強化によって本当の技術交流が阻害されるのは好ましくないとと思う。</p>	
<p>予定価格の事前公表、事後公表はどこの自治体でも度々見直し行っている。</p> <p>事前公表は年数を経るほど、最低制限価格の予測が可能なる。またそれが談合の誘因になり得るかもしれない。</p> <p>一方、事後公表はコンプライアンスの問題などが出てくる。どちらが良いかは決め手がないと思う。</p> <p>事前公表、事後公表を案件によって使い分けるなどの工夫を考えてもよいのではないか。</p> <p>コンプライアンスは本来当然のことでもあるので、それを心配するあまり制度自体を保守的にして自縄自縛になるものおかしなことになる。</p> <p>制度をどのようにするか試行錯誤は大事なことであるので、事後公表も含めて検討してほしいと思う。</p>	

○ 全体を通して

意見・質問	回答等
<p>入札結果を一目しておかしいと思わぬものがないよう入札制度が適正に運用されるように、いろいろな方法で試行錯誤しながら検討を行っていくことが重要であると思う。</p>	